

戸塚区防犯テーマソング「つながろう戸塚～サヨナラ振り込め詐欺～」
CD貸出し基準

(目的)

第1条

戸塚区防犯テーマソング「つながろう戸塚～サヨナラ振り込め詐欺～」CD（以下「CD」という。）貸出しにあたっては、防犯啓発活動（防犯啓発イベント、講習、研修等）を目的とした使用に限り、CDの貸出しを無償で行う。

(貸出し期間)

第2条

貸出し期間は、1か月間以内を原則とする。

ただし、正当な理由が発生した場合については、期間を延長することを妨げない。

(貸出し方法)

第3条

(1) 貸出しにあたっては、住所・氏名・電話番号・貸出し期間・使用目的・タイトルの限定変更について、戸塚区地域振興課に申し出るものとする。

ただし、在庫CDがすべて貸出されていた場合は、改めて申し込むものとする。

(2) 貸出しにあたっては、戸塚区防犯テーマソングCD貸出し申請書（第1号様式）に必要事項を記入し戸塚区地域振興課に提出するものとする。

(3) 貸出し、返却は戸塚区地域振興課窓口で直接行うことを原則とする。

ただし、正当な理由が発生した場合については、戸塚区地域振興課が判断する。

(タイトルの限定変更)

第4条

CDを活用するにあたり、タイトルの一部を変更することができる。

ただし、変更にあっては次の範囲内に限定する。

(1) タイトルの一部変更は、あくまで振り込め詐欺撲滅を目的とし、多くの地域で活用していただくことを旨とする。

(2) 正式タイトルは、「つながろう戸塚～サヨナラ振り込め詐欺～」である。

(3) 変更可能部分は、「つながろう〇〇～サヨナラ振り込め詐欺～」の下線部のみとし、その他の変更は一切認めない。

(4) 前項、下線部の内容は都道府県、市町村及び地域名とすることを原則とする。

ただし、上記以外でも公序良俗に反せず、宗教、政治に関連しない内容であれば認める場合もある。

(禁止事項)

第5条

活用については第1条(目的)の範囲内に限定し、次の事項を禁止する。

- (1) 歌詞内容を変更して活用すること
- (2) 制作者及び戸塚区役所以外のホームページ等の広報媒体に掲載し活用すること
- (3) 制作者に関連のない営利目的のイベント等で活用すること
- (4) その他、第1条(目的)の趣旨に反する一切の事項

(汚損、損耗)

第6条

汚損、損耗があった場合は、すみやかに戸塚区役所地域振興課に申し出るものとする。

なお、原状回復については、原則、貸出ししたCDに相当する現物を戸塚区役所地域振興課に返却するものとする。

(その他)

第7条

前述以外の貸出しに係る一切の事項については、戸塚区地域振興課が定める。